

41. 相続登記の促進関連予算（法務省・令和7年度）

○ 相続登記の促進関連経費 令和7年度予算政府案（法務省所管） 1, 215百万円（①+②+③+④）
近時、登記上の所有者と実際の所有者が異なることとなった結果、所有者の所在の把握が困難となり、各種公共事業における迅速な用地取得などに支障を来している問題、いわゆる所有者不明土地問題が取り沙汰され、その要因の一つとして相続登記が未了のまま放置されていることがあるとの指摘がされていることを踏まえ、所有者とその所在の明確化を図るため、相続登記の促進に取り組む必要がある。

1 長期相続登記等未了土地の解消

長期間相続登記等が未了となっている土地について、相続が発生していないか、相続が発生している場合に、相続人として登記名義人となり得る者が誰かを登記官が調査し、調査結果を踏まえて相続登記の促進を図る。

336百万円・・・①

2 表題部所有者不明土地の解消

変則型登記がされた土地（表題部所有者不明土地）について、登記官の調査を補充するために所有者等探索委員に必要な調査を行わせ、調査の結果を登記簿に反映させるとともに、調査の結果、所有者を特定することができなかった土地について、適切な管理を可能とする。

278百万円・・・②

3 法定相続情報証明制度等の円滑な運用等

法定相続情報証明制度及び遺言書保管制度を安定的に運用をすることにより、相続手続の円滑化・相続登記の促進を図る。

519百万円・・・③

〔	・ 法定相続情報証明制度実施経費	464百万円
	・ 遺言書保管事務処理経費	55百万円
		〕

4 相続登記の申請義務化の円滑な実施

相続登記の申請義務化等について、様々な広報媒体による国民各層に向けた周知広報を行うとともに、登記手続案内の効果的な実施、専門資格者団体との連携など相談体制を強化する。

82百万円・・・④